

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0800001	文部科学省	幼稚園教諭二種免許付与の緩和	教育職員免許法 施行規則第28条 第1項	教員養成機関の指定は大学の課程における教員の養成数に不十分な場合に限り、行うものとされています。	c	教員には、教科や児童生徒等に関する高い専門的知識や広く豊かな教養などが求められることから、その養成は大学において行うことを原則とし、その例外的措置として、教員養成機関としての指定による養成は、従前、大学における教員の養成が不十分であった時代に設けていたものです。 平成16年4月現在、幼稚園教諭を養成する大学は、4年制大学が118、短期大学（専攻科を含む）が217、大学院が75存在し、毎年、これらを卒業した約3万5千人弱が幼稚園教諭の普通免許状を取得し、このうち約8千人強が幼稚園教員として採用されている状況である現在、本制度の存続の必要性が存しなくなっていることから、昭和55年以降幼稚園教員養成機関としての指定は「行わない」とするとともに（なお、他の教諭では、教員養成機関による養成を順次廃止）、既存の幼稚園教員養成機関については、大学、短大への転換等を促進しているところです。 したがって、このような現状において、さらに幼稚園教員養成機関を指定することは困難であると考えています。		幼稚園と保育園については、一元化という方向で、文部科学省及び厚生労働省において検討が進んでいるものと認識しています。本件要望は、幼保一元化の流れにあわせて、幼稚園教諭と保育士の資格の関係を整理して、幼保一元化の実を上げることが求められるものです。文部科学省の回答は、現在の幼稚園教諭免許の制度の説明に止まっており、幼保一元化の流れに沿った政策的見地からの十分な検討が行われていないのではないかと考えます。幼保一元化の流れを踏まえての再検討をお願いします。		c	幼稚園は、満3歳から小学校就学までの幼児に教育を行う学校であり、保育所は保育に欠けると市町村が判断した子どもを保護者に代わって保育する児童福祉施設です。幼稚園教諭と保育士の資格は、このような幼稚園と保育所の基本的な目的や機能等の違いを反映し、それぞれ求められる専門性を異にしています。 現在、地域によって幼稚園と保育所の連携が行われていますが、これは、両者の機能等の違いを前提としながらも、両者が就学前の子どもを対象としていることを踏まえ、それぞれの特性を生かしながら、地域や保護者の多様なニーズに応えるために行っているものです。したがって、幼稚園と保育所の連携を進める中でも、それぞれ求められる専門性は引き続き必要とされます。 また、平成15年3月に閣議決定された規制改革推進3か年計画（再改定）では、幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者がそれぞれの資格（免許）を取得することを促進することとされており、その中で、教員資格認定試験によっても幼稚園教諭免許を取得することについて検討することも含め必要な措置を講ずることとされています。 教員資格認定試験は、教員免許は大学の養成課程において取得することを原則としつつ、大学等で教職課程を履修しなかった者で、職業生活等の中で教育者としてふさわしい資質を身に付けた者を対象に、例外的に実施しているものですが、上記の閣議決定も踏まえ、一定の保育士経験を有する者を対象として来年度から、新たに幼稚園教員資格認定試験を実施することとしています。 この措置は、保育士経験者が幼稚園教諭免許を取得しようとするのがこれまでの制度では困難があったことを踏まえ、保育士経験者に大学の養成課程によらない免許取得の道を開こうとする趣旨であり、一般に大学の養成課程によらない幼稚園教諭免許所有者を量的に増やそうという趣旨ではありません。 なお、現在、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について、平成18年度の制度施行に向け、総合施設における職員資格の在り方も含め、検討を進めているところです。 上記回答後の調整結果 専門学修を文庫して保育士資格を得た者を含め、保	
z0800002	文部科学省	補助金で整備された公立学校の廃校舎等の転用の弾力化	補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教第87号「公立学校施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について（通知）」、「地域再生プログラム支援措置10801	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	d	国庫補助を受けて整備した学校施設の校舎等の廃校施設を転用する場合には、補助金適正化法第22条の規定による大臣の承認を得る財産処分手続きが必要ですが、この際、一般的に、補助事業完了後10年を経過した校舎等の廃校施設を、当該自治体の公共施設として無償で転用する場合には、国庫納付金を不要とする取扱いをしているところです。加えて、地域再生プログラムの支援措置において、NPO法人などの民間事業者にも使用させる場合であっても、地域再生計画の認定を受けることによって、国庫納付金を要しないことは可能です。						

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800001	文部科学省	幼稚園教諭二種免許付与の緩和	5007	50070001	11	学校法人新潟福祉医療学園	1	幼稚園教諭二種免許付与の緩和	教育職員免許法施行規則第28条を削除して、保育士養成指定施設専修学校専門課程(2年以上)において、幼稚園教諭二種免許養成機関の指定を認めてくださるようお願い致します。	幼児教育振興プログラム及び幼保一元化構想による幼稚園教諭及び保育士人材養成のニーズに応えるために、保育士養成専修学校専門課程において幼稚園教諭二種免許取得課程教育を行い、幼稚園教諭免許取得者を増加させてこれからの幼児教育及び保育福祉教育、さらには地域社会全般に貢献します。	幼稚園教諭二種免許を取得する為には、現行制度上、大学等において必要単位を修得する以外の取得方法を探ることしかない。その他、教員養成機関の指定を受けた専修学校専門課程で取得可能であるが、教育職員免許法施行規則第28条の制約により昭和55年以降教員養成機関として指定を受けた専修学校は存在しない。大学等においては、幼稚園教諭免許と保育士資格が同時取得可能であるが、専修学校専門課程では、厚生労働省所管の保育士養成しか認められていない。幼稚園と保育所の連携で幼児施設の人材確保の必要性がありながら、教育機関においては、そのニーズに応えていないのが現状である。また、来年度幼稚園教員資格認定試験が実施される予定になっているが、現任保育士のみ対象で、保育士養成施設在学学生は対象となっていない。カリキュラム上幼稚園教諭及び保育士課程の差は少なく、また、保育所在職経験者が幼稚園教員資格認定試験受験可能であることも含め、幼稚園教諭免許と保育士資格の差は職域に関しても狭まりつつある。よって、幼稚園教諭養成課程を保育士養成指定専修学校専門課程においても設置可能をお願い致します。	「幼稚園教諭二種免許付与の緩和」提案理由書 別添資料(1)教育職員免許法第5条及び第5条別表第1・教育職員免許法施行規則第2章課程の認定第19条～第23条 (2)教育職員免許法施行規則第4章教員養成機関の指定第27条～第33条 (3)平成16年度私立短期大学幼稚園教諭二種免許課程認定学科一覧 (4)専修学校に関するこれまでの主な施策の経緯 専修学校の専門課程への進路指導について(通知) 専修学校専門課程修了者の大学編入学等について学校教育法第82条の10 (5)指定保育士養成施設指定基準 (6)幼稚園教諭免許状・保育士資格取得に要する最低単位数対比表 (7)幼児教育振興プログラム (8)釧路短大ニュース第1号2000.7.7 (9)幼稚園教員資格認定試験について(文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育部会第9回資料) (10)学校法人新潟福祉医療学園通学部パンフレット
z0800002	文部科学省	補助金で整備された公立学校の廃校舎等の転用の弾力化	5021	50210001	11	油木町長	1	補助金で整備された公立学校の廃校舎等の転用の弾力化	小学校統合(平成17年4月1日)に伴う廃校舎の利活用を図るため、他の使用目的とする必要が生じ、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等18の規定に係る補助金返還の免除	介護支援施設として利用 ・グループホーム1ユニット(9人) 廃校を予定している町立安田小学校の校舎を町内のNPO「高齢社会を生きる会」に無償貸付する	補助金により建築した小学校の廃校舎の利活用が地域住民等から求められている。中でも福祉施設としてその設置の優先順位が高い	1. 公立文教施設費国庫補助金の額の確定通知書(写) 2. 特定非営利活動法人「高齢社会を生きる会」総会資料 3. 高齢者福祉に関する要望書

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0800003	文部科学省	史跡等保存管理計画策定費国庫補助 における補助対象要件の緩和	文化財保護法第69条の規定により指定された史跡等の保存管理の万全を期すため、史跡等の保存管理計画を策定する事業に要する経費について補助を行う	地域を定めて指定した史跡等の保存管理計画策定の事業に対し補助を行っている。ただし、指定地域のほとんどが国又は地方公共団体の所有であるもの、環境整備事業が完了しているもの及び指定地域が墳墓、旧宅、単木等面積として狭小なものに関する事業は補助対象としていない。	c,f		急激に進展する開発事業等に対応して、史跡名勝天然記念物の保存管理の適正化を図るとともに、現状変更の許可権限等の都道府県教育委員会への委任を促進するため、史跡等の管理基準を策定する事業に要する経費の一部を補助しています。ただし、ご指摘のように指定地域のほとんどが公有化してあるものについては補助の対象としていませんが、これは、民有地は公有地に比べ保存管理が適正に行われにくい状況になりやすいため優先的に保存管理計画の策定を行う必要性が高いことから設けているものですので、ご提案に対応することはできません。 また、ご提案は、税財源措置の優遇を求めるものであり、今回募集する要望の趣旨に合致しないものと考えます。					
z0800004	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	文部科学省発注 工事請負等契約 規則（平成13年文 部科学省訓令第 22号） 別記第二号 製造 請負契約基準 （権利義務の譲渡 等） 第四 請負者は、 この契約により生 ずる権利又は義務 を第三者に譲渡 し、又は承継させ てはならない。た だし、あらかじめ 発注者の承諾を 得た場合は、この 限りでない。	物品、役務関係については、平成14年5月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。	b		ご要望事項に関して、物品、役務関係については、平成16年度中の実施を目的に今後検討を進めることと しています。		要望者から下記のとおり意見が提出されていることを踏まえ、譲渡禁止特約の解除の対象となる契約及び譲渡対象者（特別目的会社、特定債権等譲渡業者等を含む）の更なる拡大の可否について、その理由も含めて、回答いただきたい。 の検討を踏まえ、平成17年度までに措置することの可否について、その理由も含めて、回答いただきたい。 (要望者再意見) 「資産流動化のため、早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者の拡大（特別目的会社、特定債権等譲渡業者等）を望む（なお、経済産業省においては本年7月から譲渡対象者の拡大が行われている）。また、各省庁によって対応が異なっており（措置済み、検討中、対応可、対応不可）、前述の要望が実現される形での統一的な対応が望まれる。なお、一部の省庁の回答では「売掛債権担保融資制度」を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を行ったことをもって、本要望に対する回答を「現行法制で対応可」等との回答があるが、前述の要望趣旨を踏まえ、再度の回答が望まれる。」	b		債権譲渡による過誤払いや支払の遅延、信用のおけない者への譲渡などのリスクを回避する仕組みが構築できれば物品製造契約、物品供給契約、役務契約について、譲渡対象者（特定目的会社、特定債権等譲渡業者等を含む）の拡大が可能です。 上記のリスクを回避する仕組みが構築できれば平成17年度までに措置することが可能です。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800003	文部科学省	史跡等保存管理計画策定費国庫補助における補助対象要件の緩和	5036	50360003	11	釜石市教育委員会	3	史跡等保存管理計画策定費国庫補助における補助対象要件の緩和	指定地域のほとんどが国又は地方公共団体の所有である場合も補助対象とすること。	史跡橋野高炉跡保存管理計画確定事業 日本現存最古の洋式高炉跡である橋野高炉跡の適切な保存・活用を目指し、保存管理計画を作成している。このことにより、市民に郷土の歴史への関心を促すとともに、文化財愛護思想の高揚を図ることを目的としている。 現在、市内の有識者で組織される釜石市橋野高炉跡史跡調査検討委員会を設置し、保存管理計画の基本構想を作成するための協議を行っている。	国指定史跡橋野高炉跡を来訪者が当時の状況を想起できるようにするためには適切な保存管理計画に沿って整備を実施していく必要がある。国指定から50年が経過し、橋野高炉跡は公有地化がされたものの、近年の史跡に対する国・県の考え方(保存から保存+活用という方向性)とは大きな隔たりが見られるのが現状である。しかしながら、史跡等保存管理計画策定費国庫補助要項においては公有地化されている史跡は補助対象外となっており、市一般財源のみでの事業進捗は難しい状況にある。このような状況を解決するために本要望に至ったものである。	
z0800004	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	5039	50390022	11	社団法人 リース事業協会	22	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	経済産業省など一部の国の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体においても速やかに債権譲渡禁止特約を解除すること。	企業の資金調達円滑化が図られる。	債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0800005	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	外国為替及び外国貿易法第26条第1項（外国投資家の定義）、第27条（事前届出）、第55条の5（事後報告）	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c	-	（理由） ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不相当と考えます。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続きが煩雑となり、投資家等の負担となってしまいます。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすこととなるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当と考えます。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当と考えます。		要望の趣旨を踏まえ、再度検討されたい。また、手続きの簡素化等についても検討され、示されたい。	c	-	ご指摘の件については、「外国投資家」が対内直接投資等を行う場合は、外為法27条による事前届出又は同法55条の5による事後報告が義務づけられています。 事前届出制は、国の安全保障等に支障をきたすこととなるおそれがある業種等必要最小限の業種（例えば、武器製造業、核燃料製造業等）について、当該業種を所管する省庁において外国資本（法令上は外国投資家）による経営支配を排除し得るようにする趣旨のものです。 したがって、経営支配の主体となり得る外国投資家についても、単に外国法令に基づいて設立された又は外国に主たる事務所を有する法人といった「非居住性」にのみ着目するに止まらず、国内法人であっても外国資本に支配されている可能性があるものについては、事前届出制の対象業種に含める必要があります。 その際、「支配」の判断については、外国資本が50%以上の株式を占めるか否かとの形式基準に基づいて行うこととしていますが、これは、投資家同士がいかなる関係にあるかについて外形では判断しえず、また、経営支配的な投資であるか一般的な投資であるかについて判断することも困難であるからです。仮に個別に審査することとした場合には、手続きが煩雑となり、投資家等の負担となります。また、事後報告制についても、事業所管官庁において、国の安全保障等に支障をきたすこととなるおそれが生じた場合への適切な対応を図る必要性や所管分野における実態把握を必要とする観点から、外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当です。
z0800005	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	外国為替及び外国貿易法第26条第1項（外国投資家の定義）、第27条（事前届出）、第55条の5（事後報告）	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c	-	（理由） ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不相当と考えます。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続きが煩雑となり、投資家等の負担となってしまいます。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすこととなるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当と考えます。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当と考えます。		要望の趣旨を踏まえ、再度検討されたい。また、手続きの簡素化等についても検討され、示されたい。	c	-	ご指摘の件については、「外国投資家」が対内直接投資等を行う場合は、外為法27条による事前届出又は同法55条の5による事後報告が義務づけられています。 事前届出制は、国の安全保障等に支障をきたすこととなるおそれがある業種等必要最小限の業種（例えば、武器製造業、核燃料製造業等）について、当該業種を所管する省庁において外国資本（法令上は外国投資家）による経営支配を排除し得るようにする趣旨のものです。 したがって、経営支配の主体となり得る外国投資家についても、単に外国法令に基づいて設立された又は外国に主たる事務所を有する法人といった「非居住性」にのみ着目するに止まらず、国内法人であっても外国資本に支配されている可能性があるものについては、事前届出制の対象業種に含める必要があります。 その際、「支配」の判断については、外国資本が50%以上の株式を占めるか否かとの形式基準に基づいて行うこととしていますが、これは、投資家同士がいかなる関係にあるかについて外形では判断しえず、また、経営支配的な投資であるか一般的な投資であるかについて判断することも困難であるからです。仮に個別に審査することとした場合には、手続きが煩雑となり、投資家等の負担となります。また、事後報告制についても、事業所管官庁において、国の安全保障等に支障をきたすこととなるおそれが生じた場合への適切な対応を図る必要性や所管分野における実態把握を必要とする観点から、外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当です。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800005	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5039	50390032	11	社団法人 リース事業協会	32	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないもので、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合などは、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的である。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースでこの規制を適用する必要はないものと考えられる。	
z0800005	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5040	50400027	11	オリックス	27	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合などは、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合に、外国為替及び外国貿易法第27条の事前届出および第55条の5の事後報告を義務付けるのは過剰ではないかと思われる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0800006	文部科学省	放射線障害防止法について	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第4条	放射性同位元素を業として販売し、又は賃貸しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。	d		販売業・賃貸業について届出制に緩和されたことを踏まえての詳細な規制については、現在政省令の整備の中で検討しているところです。また、販売業・賃貸業においては、放射線発生装置の使用によって生じる放射化物等の放射性同位元素を直接扱わない場合は、使用の許可は必要ありません。		今回の回答に関し、平成15年10月10日に原子力安全課 放射線規制室長名で出された回答文書「放射線障害防止法に係る規制改革要望について」に対する回答と同意であるかどうかを示されたい。	d		ご指摘のとおり、平成15年10月の回答と同意のものです。
z0800007	文部科学省	・「スポーツ振興くじ」の販売条件緩和について		スポーツ振興くじのコンビニエンスストアにおける販売条件については、法令上の規制はありません。しかし、コンビニエンスストアにおいては、青少年の健全育成の観点から、関係団体からの反対意見を踏まえ、本人口座での当せん金の自動振り込み等が可能な会員に限定して販売しております。	b		今回の要望事項については、関係団体の反対が予想されますが、今後、より具体的な要請等があった時点で検討する予定です。		本件要望に対しては、全国要望で検討いただけるのご回答ですが、コンビニエンスストアでの販売について、法令上の規制がないにもかかわらず、「関係団体からの反対意見」を踏まえて販売方法が規制されているとのこと、文部科学省としても、今後具体的にどのように検討していくのか、具体的に明らかにしてください	b		販売等について具体的な要請があった時点で、要請者、スポーツ振興くじ運営主体、関係団体等を含めた全体的な調整を行う予定です。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800006	文部科学省	放射線障害防止法について	5039	50390039	11	社団法人 リース事業協会	39	放射線障害防止法について	届出制に緩和されたことを踏まえ、ファイナンス・リース取引の実態に則して、届出制下においても過重な規制が課されないことを要望する。また、放射線発生装置の取扱いについて、「使用の許可」を取得するよう指導されているが、「販売業」・「賃貸業」が届出制とされたことを踏まえ、あらためて、その取扱いについて検討を行うこと。	高額な放射線発生装置の導入が円滑に行われる。	要望内容と同じ	
z0800007	文部科学省	・「スポーツ振興くじ」の販売条件緩和について	5041	50410016	11	(社)日本フランチャイズチェーン協会	16	・「スポーツ振興くじ」の販売条件緩和について	・コンビニエンスストアにおける「スポーツ振興くじ」の販売条件緩和 スポーツ振興投票関係法令・スポーツ振興投票の実施等に関する法律 第三章スポーツ振興投票の実施 第十八条（業務の委託等） 上記法令に基づき、売りさばき等の専門業務の受託会社「日本スポーツ振興くじ株式会社」が書面で提示している、コンビニエンスストアでの販売店契約条件の緩和を要望する。		・スポーツ振興くじのコンビニエンスストアにおける販売可能対象が狭い。今回コンビニエンスストアに対して提示された販売対象者は「特別会員」「デビット会員」に限定されており、それ以外では各コンビニエンスストア既成のハウスカード会員となる。販売対象範囲は、昨年度購入実績全体の約8%程度となり、購入方法の90%以上をしめている現金購入者が殆ど対象外となっている。 2002年11月末現在特別会員1.8万人 デビット会員4万人 スポーツ振興料 ・スポーツ振興くじに関するユーザーの意識調査（日本体育・学校健康センターH15.3実施） 不満項目の1位：コンビニエンスストアで購入できない(43.5%) 購入希望の場所の1位：コンビニエンスストア(78.9%) ・ユーザーの期待はコンビニエンスストアで手軽に購入できることあり、会員限定や決済方法を指定する事は振興くじ自体の市場拡大には繋がらないと考えられる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0800008	文部科学省	放射線（密封線源）許可使用に係わる 変更許可申請手続きの簡素化	放射性同位元素 等による放射線障 害の防止に関する 法律第10条第2 項、同法施行令第 7条、同法施行規 則第5条	密封線源等の使用の許可を受けた 許可使用者は、その種類及び数量 等を変更しようとするときは、文部 科学大臣の許可を受けなければな らない。	c, d		密封線源の使用の変更のうち変 更「許可」が必要な重大な事項の 変更の審査について、現在申請を いただくこととしている書類は、放 射線障害を防止し、公共の安全を 確保する上で必要なものであり、こ れを簡略化することは困難と考えて います。 許可が下りるまでの期間につき ましては、申請書のご提出から許 可までの標準処理期間を、これま では関係省庁への協議日数も含め て3ヶ月と想定していましたが、先 の通常国会において成立した「放 射性同位元素等による放射線障害 の防止に関する法律の一部を改正 する法律（平成16年法律第69 号）」により、関係省庁への協議が 不要とされましたので、これにより 約1ヶ月程度の期間の短縮が見込 まれます。		要望は、変更があった設備部分の みの変更申請への緩和である。放 射線量を実測しても数値の大きな 変化見られないのが実情である。こ の点を踏まえ、改めて変更があった 該当設備部分の変更申請のみに ついて検討され、示されたい。	c, d		変更申請がなされた場合には、原 則として変更に係る事項のみの添 付書類を求めています。ただし、密 封線源の追加、場所の変更、施設 の構造、設備の変更等の変更申請 の場合には、その変更による事業 所境界の線量の確認等、事業所全 体に関して改めて審査することが必 要です。
z0800009	文部科学省	私的録音録画補償金の分配について		私的録音補償金の著作権者に対す る分配については、（社）私的録音 補償金管理協会（SARAH）の規則 に基づき、（社）日本音楽著作権協 会（JASRAC）を通じて分配されて いる。	e		ご提案のあった私的録音補償金の 著作権者に対する分配について は、（社）私的録音補償金管理協会 （SARAH）の規則に基づき、（社）日 本音楽著作権協会（JASRAC）を通 じて分配されているものであり、国 が規制を設けているものではありませんので、貴社とSARAHで、よく 相談していただきたいと思ひます。 なお、SARAHからの話によれば、 JASRACへの非委託者であっても、 JASRACへ補償金の分配請求を行 うことにより、JASRACへの委託者 と同様に分配金額が算定されるこ ととされていますので、権利者であ れば平等に分配を受けることがで きる制度になっています。		以下の点を踏まえ、再度検討の 上、見解を示されたい。 （社）私的録音補償金管理協会 （SARAH）は、著作権法に基づき 文化庁長官が指定した指定管理団 体であり、また、同法によれば、「文 化庁長官は、指定管理団体の補償 金関係業務の適正な運営を確保す るため必要があると認めるときは、 指定管理団体に対し、補償金関係 業務に関して報告をさせ、若しくは 帳簿、書類その他の資料の提出を 求め、又は補償金関係業務の執行 方法の改善のため必要な勧告をす ることができる」とされていること 著作権等管理事業法が施行さ れ、それまで唯一の管理事業者で あった（社）日本音楽著作権協会（ JASRAC）に加え、複数の管理事 業者が存在することとなったこと それにも拘らず、依然として、私 的録音補償金の分配がSARAHよ り、管理事業者のひとつに過ぎない JASRACのみを通じて行われていること	e	私的録音補償金管理協会 （SARAH）からの各著作権者へ補 償金を分配については、著作物、 著作権者に関するデータ処理等の 膨大な事務作業が必要となるた め、事務作業の効率性や経費負担 の観点から、既に音楽著作権者へ の使用料の分配システムを構築し ている（社）日本音楽著作権協会 （JASRAC）を通じて、各著作権 者に分配を行っているものであると承 知しており、文化庁としては補償金 関係業務が適正に運営されている ものと考えています。なお、貴社が 権利の委任を受けている著作権 者への補償金については、貴社が一 括してJASRACへ分配請求を行うこ とにより、貴社より各権利者へ分 配することも可能だと思われま すので、JASRACとも御相談ください。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800008	文部科学省	放射線（密封線源）許可使用に係 わる変更許可申請手続きの簡素化	5043	50430004	11	日本製紙連合会	4	放射線（密封線源）許可使用に係わる 変更許可申請手続きの簡素化	密封線源の変更許可申請の手續きに関 して、申請書に添付する書類の数、 許可が下りるまでの期間の短縮等、簡 略化を要望する。		年2回、サーベイメーターを用いて放 射線施設、管理区域境界、営業所境界 における放射線の量の測定を行ってい るが、各場所の放射線量はバックグラウ ンド値とほぼ同じである。外部被ばく の線量は、フィルムパッチを用いて1ヶ 月周期で測定を行っている。結果は殆 ど最小検出限界未満である。過去の 健康診断で放射線が原因で異常とみな された人はいない。	
z0800009	文部科学省	私的録音録画補償金の分配につ いて	5046	50460001	11	(株)イーライセンス	1	私的録音録画補償金の分配について	複数の民間事業者が著作権管理を実 施している現在、著作権等管理事業者 のうちの1者であるJASRACのみが私的 録音補償金の分配を受けようという現 行の制度（著作権等管理事業法制定以 前に設けられたものである）では、 JASRAC以外の他の著作権等管理事業 者に権利管理を委託する権利者に対す る差別的取扱ゆえに、JASRAC以外の 著作権等管理事業者に管理を委託する 著作権者等との関係において公平公正 な分配が行われているとはいえない。 現行制度のように、私的録音補償金が すべてJASRACにのみ分配される制度 を維持するとしても、JASRACから、 JASRAC以外の著作権等管理事業者に 管理を委託している著作権者にも公平 に分配されるようにすべく、他の著作 等管理業者等への公正な再分配ルール の整備等が必要である。	弊社著作権委託契約者宛、私的録音保 証金の分配。 (別紙参照)	私的録音補償金は、私的録音に係る著 作物に関し、著作権法第21条に規定す る権利を有する権利者に分配されるべ きである。 他の著作権等管理事業者への直接分 配が実現するまでの間、JASRACを通じ た私的録音補償金の分配を継続すると しても、現行のJASRACを通じた分配で は、分配対象となる私的録音補償金の うち、JASRACへの委託者等に9.9%が 分配され、非委託者に対しては1%しか 分配されないことになっており（JASRAC 私的録音補償金分配規程第8条）、他 の著作権等管理事業者に権利管理を委 託している者は、ここにいう「非委託者」 と解釈されるため、私的録音補償金の 分配につき、JASRACに権利の管理を 委託している者よりも著しく不利益を被 るおそれがある。 (別紙参照) 上記主旨申入に対する回答があまりに も、著作権者への公正さを欠いている。 (別紙回答書参照)	(参考資料) SARAH申入書及び回答書 JASRAC申入書及び回答書

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0800010	文部科学省	若年者の就労教育			d		<p>ご提案の趣旨については、小学校学習指導要領において「希望や目標をもって生きる態度の育成」との記述が、中学校学習指導要領において「生徒が自らの生き方を主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと」との記述が、高等学校学習指導要領において「生徒が自己の在り方や生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと」との記述がそれぞれなされており、これに基づき、各学校の判断により取り組まれているところです。</p> <p>さらに、文部科学省においても、勤労観、職業観を育てるキャリア教育を推進することとしており、各種施策を実施しているところです。</p>					
z0800011	文部科学省	現行の大学設置・学校法人審議会による教員審査制度の廃止	学校教育法第60条の2、大学設置・学校法人審議会令第5条、大学設置基準14条、	大学設置・学校法人審議会による教員審査は、大学を設置する際や完成年度内の教員組織変更について各教員候補者の適正を審査するものです。（但し、審査対象となるのは専任教員のみで、それ以外の教員については審査対象外となります）	c		<p>大学設置・学校法人審議会における教員審査は、主に大学設置分科会に置かれる各分野ごとの専門委員会で行われますが、審査運営内規上「教員の資格審査に当たっては、（中略）教育上の能力等を有しているかどうかを総合的に審査するものとし、研究業績は必須のものではないことに留意する。」と明記されており、現行制度においても適切な審査が実施されているものと考えます。</p>		<p>要望元からは、大学の設置審査において、ご回答いただいているような適正な審査が行われていない、との意見が寄せられています。また、要望元は、大学の設置に関して、事前審査で教員審査を行うことの具体的な必要性について明らかにするべきである、との意見も寄せられています。これらの意見を踏まえて、再検討をお願いします。</p>	c	<p>前回答しましたとおり、大学設置・学校法人審議会の大学設置分科会審査運営内規に「教員の資格審査に当たっては、（中略）教育上の能力等を有しているかどうかを総合的に審査するものとし、研究業績は必須のものではないことに留意する。」と定められており、審議会としてはこれに則った適正な教員審査を行っています。</p> <p>また、大学の質の国際的通用性や内外の学生保護の観点から、最低限の事前審査を行うことは必要です。設置審査における教員審査は、大学における教育研究の直接の担い手である教員の適格性について、最低水準確保のため専門的な観点から判定を行うものであり、我が国における大学の質保証の仕組みの中で極めて重要な役割を担っています。</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800010	文部科学省	若年者の就労教育	5054	50540002	11	東京商工会議所	2	若年者の就労教育	在学中からライフプラン(生涯設計・生き方)やキャリアプランの描き方を教育するシステムの導入		中小企業においては基幹的な戦力となり得る若年労働者の確保が困難になっているため。	
z0800011	文部科学省	現行の大学設置・学校法人審議会による教員審査制度の廃止	5064	50640003	11	株式会社東京リーガルマインド	3	現行の大学設置・学校法人審議会による教員審査制度の廃止	大学設置・学校法人審議会による教員審査制度を廃止すること	消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに的確に対応した教育サービスの提供を実現する。	大学の教員資格については、大学開設から完成年度(通常4年)までは、大学設置・学校法人審議会が審査することになっている。しかし同審議会の教員審査は、大学における講師歴や一定数の学術論文等形式的な基準が重視される上、審議も全くの密室で行われている。これでは、大学が消費者である学生等の声に迅速・的確に対応し、教員を配置することができない。大学の教員は大学における教育サービスの内容を構成するものであり、消費者の声を最も反映させるべきものである。そこで、現行の教員資格審査制度を廃止し、教員の質的担保は継続的客観的な第三者評価制度に委ねることを提案する。	添付資料： 株式会社大学に対する規制の緩和にかかる要望書

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0800012	文部科学省	大学設置基準の緩和	大学設置基準第13条、別表第一、 大学通信教育設置基準第9条、別 表第一	大学設置基準第13条、別表第一及 び大学通信教育設置基準第9条、 別表第一では、それぞれ通学制、 通信制の大学に必要な専任教員数 を定めています。	e		放送や高度な情報通信技術等を用 いた授業を中心とした大学につい ては、その教育方法の違いから、 「大学通信教育設置基準」を適用 し、必要専任教員数の基準につい ても、対面による授業を中心とした 大学とは異なる基準を適用してい るところです。なお、「大学設置基 準」が適用される大学と「大学通信 教育設置基準」が適用される大学 は、双方とも学校教育法第52条に 定める大学であり、我が国の学校 教育体系において異なる位置づけ のものではありません。		通信制と通学制のボーダレス化 が進む中で、現行法制のように、必 要専任教員数の要件を通信制と通 学制で大きく異にする理由について ご検討いただき、ご回答をお願い いたします。	e		大学通信教育設置基準において は、通信教育により十分な効果が 挙げられる場合に、その教育方法 の違いに基づいて、専任教員数等 の一部の基準について大学設置基 準とは異なる基準を設けているとこ ろです。御提案にあるように、通信 教育により60単位より多くの単位 を学生に取得させて卒業させるよう なカリキュラムを編成するのであれ ば、大学通信教育設置基準が適用 され、専任教員数も通学制とは異 なる通信制の基準が適用されるこ ととなりますので、規制は存在しな いと考えます。
z0800013	文部科学省	大学設置基準の緩和	大学設置基準第 32条	大学設置基準第32条第4項では、 卒業の要件として必要な124単位 のうち、メディアを利用して行う授業 を60単位まで卒業の要件として認 めることとしています。	e		文部科学省では、教育方法の違い に基づき、それぞれに適した基準を 設けているところです。多様なメデ ィアを高度に利用した授業を中心 にするのであれば、「大学通信教育設 置基準」に基き通信制課程を設け ることが可能であり、この場合、学 生は卒業の要件のとして修得すべ き124単位を全て通信教育で修得 することが可能です。なお、「大学 設置基準」が適用される大学と「大 学通信教育設置基準」が適用され る大学は、双方とも学校教育法第5 2条に定める大学であり、我が国の 学校教育体系において異なる位置 づけのものではありません。		ご回答にあるように、通信制も通 学制も「双方とも学校教育法第52 条に定める大学であり、我が国の 学校教育体系において異なる位置 付けのものではない」のであれば、 通学制のみメディア授業が60単位 までに制限されなければならない 理由はないのではないのでしょうか。 この点についてご検討いただき、ご 回答をお願いいたします。	e		大学通信教育設置基準において は、通信教育により十分な効果が 挙げられる場合に、その教育方法 の違いに基づいて、専任教員数等 の一部の基準について異なる基準 を設けているところです。その際、 大学通信教育設置基準の適用範 囲を定めているのが、本規定であ り、本規定を撤廃することは、大学 通信教育設置基準を通常の基準と は別途設けている趣旨を没却する ものと考えます。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800012	文部科学省	大学設置基準の緩和	5064	50640004	11	株式会社東京リーガルマインド	4	大学設置基準の緩和	大学設置基準第13条及び別表第一の専任教員数の要件を、大学通信教育設置基準第9条及び別表第一の専任教員数の要件に統一すること	消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応えた教育サービスの提供を実現する。	大学設置基準13条および別表第一は、大学における収容定員に応じて最低必要な専任教員数を定めている。しかし、右基準は、一人の教員が一つの教室に限られた学生を相手に講義を行う従来型の大学教育を想定したものであり、高度な情報通信技術を用いた新しい大学教育においては、それだけの専任教員は不要である。そこで、大学設置基準13条及び別表第一の必要専任教員数の要件を、大学通信教育設置基準第9条及び別表第一の専任教員数の要件に統一することを提案する。	添付資料： 株式会社大学に対する規制の緩和にかかる要望書
z0800013	文部科学省	大学設置基準の緩和	5064	50640005	11	株式会社東京リーガルマインド	5	大学設置基準の緩和	メディアを利用して行う授業を60単位までに制限する大学設置基準第32条4項を撤廃すること。	消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応えた教育サービスの提供を実現する。	現行の大学設置基準は、卒業に必要な修得単位124単位のうち、メディアを利用して行う授業は60単位までしか認められないとしている。このため、夜間を中心に自身の都合の良い時間帯に受講したいという社会人学生や、東京の人気教員の講義を中心に受講したいという地方学生のニーズに必ずしも応えることができない。そもそも、大学通信教育設置基準によればこうしたメディア授業は無制限に認められているのであり、所謂「通学制」にのみかかる制限が課せられるのは不合理である。そこで、メディアを利用して行う授業を60単位までに制限する大学設置基準第32条4項の撤廃を提案する。	添付資料： 株式会社大学に対する規制の緩和にかかる要望書

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0800014	文部科学省	カセットテープを用いた授業のメディア 授業への取り扱い	平成13年文部科 学省告示第51号	多様なメディアを高度に利用して文 字、音声、静止画、動画等の多様 な情報を一体的に扱うもので、各大 学が面接授業に相当する効果があ ると認められた授業のうち、同時双方 向に行われるものであって授業を 行う教室等以外の場所において履 修させるもの、又は 毎回の授業 に当たって設問回答、添削指導、質 疑応答等による指導を併せ行い、 授業に関する学生の意見交換の機 会が確保されているものについて、 「メディアを利用して行う授業」と取 り扱っている。	c		文部科学省では、ある授業形態を 「メディアを利用して行う授業」と位 置づけるための要件として、最低 限、その授業が「多様なメディアを 高度に利用して、文字、音声、静止 画、動画等の多様な情報を一体的 に扱うもの」であることを求めています。 これは、「メディアを利用して行 う授業」は、通信教育を行うに当 たって「印刷教材等による授業」と 相まって十分な教育効果を挙げる という観点から必要とされる、いわ ゆる「スクーリング」の代わりに利用 されるものであるため、スクーリング と同様の役割を果たすことのできる 仕組みであることが求められている からです。しかし、今回ご提案いた だいた「カセットテープによる授業」 については、音声情報のみしか扱 うことができないため、「多様なメ ディアを高度に利用して、文字、音 声、静止画、動画等の多様な情報 を一体的に扱うもの」ということはで きないと考えられます。		カセットテープは、画像情報を記 録できませんが、ご回答では、画像 情報を記録できる「メディア」につ いては、「メディアを利用して行う授 業」と認められる、とのことのよう ですが、要望元からは、画像情報が 使用できるか否かによって扱いを 別にする理由について明らかにす るように問い合わせが来ております。 ご検討の上、ご回答願います。	c		先にご回答を差し上げたとおり、ある授業形 態を「メディアを利用して行う授業」と位置づ けるための要件として、最低限、その授業が 「多様なメディアを高度に利用して、文字、音 声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に 扱うもの」であることを求めています。 したがって、画像情報を記録できる「メディ ア」であっても、例えば当該メディアに記録さ れた音声と映像が全く無関係なものである場 合は授業風景を記録した映像とともに、当該授 業と無関係な音声を流している場合、逆に、 授業の様態を記録した音声とともに、当該授 業と無関係な映像を流している場合等や、当 該メディアに音声又は映像の一方のみしか記 録されていない場合には、当該メディアは「文 字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一 体的に扱うもの」に該当するとはならず、当 該メディアを用いた授業についても、「多様な メディアを高度に利用して、文字、音声、静 止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うも の」には該当しないこととされます。 すなわち、画像情報が使用できるか否かに よって扱いを別にしてはならず、メ ディアを利用した授業のうち、「多様なメ ディアを高度に利用して、文字、音声、静 止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもの」につ いてのみ、「メディアを利用した授業」と取り 扱っています。
z0800015	総務省、 財務省、 文部科学省	株式会社大学に対する税制上の優遇 措置の適用			c,f		817特区は、学校法人に課されて いるような様々な規制を受けること なく、株式会社のまま学校を設置し たいというニーズに対応したもので す。そもそも国公立の学校に対す る行政措置は、現状でも各設置 者の違いにより相当の違いがあ り、1条校であれば全て同様の財政 措置を講じなければならないものと はされていません。 当省はご提案の税制については 所管しておりませんが、財政措置と 同様に、税制についても、まずはそ れぞれの法人類型における税制体 系の中で検討されるべき問題であ り、株式会社が学校設置事業を 行った場合（行おうとする場合）に ついては、株式会社税制の中で株 式会社が他の事業を行っている場 合との整合性を取りつつ検討すべ き問題であると考えます。 また、ご提案は、税財源措置の優 遇を求めるものであり、今回募集す る要望の趣旨に合致しないものと 考えます。		当会議前身の総合規制改革会議 における「規制改革の推進に関す る第3次答申」（平成15年12月22 日）においても、少なくとも構造改革 特区において直ちに講ずべき措置 として、株式会社等と学校法人との 間の同等の競争条件の確保（株式 会社等に対する私学助成、優遇税 制の適用など）として、優遇税制の 適用について答申しているところ である。見直しの可否について再検 討されたい。	c,f		既に回答したとおり、それぞれの法 人類型における税制体系の中で検 討されるべき問題であり、株式会 社が学校設置事業を行った場合（行 おうとする場合）については、株式 会社税制の中で株式会社が他の 事業を行っている場合との整合性 を取りつつ検討されるべき問題で あると考えます。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800014	文部科学省	カセットテープを用いた授業のメディア授業への取り扱い	5064	50640006	11	株式会社東京リーガルマインド	6	カセットテープを用いた授業のメディア授業への取り扱い	カセットテープを用いた授業は「印刷教材等による授業」ではなく、「メディアを利用して行う授業」として扱うよう現行の文部科学省の運用を改めること	消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応えた教育サービスの提供を実現する。	現在文部科学省は、カセットテープを用いた授業は「文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもの」にはあたらないので「メディアを利用して行う授業」にはあらず、「印刷教材等による授業」に含まれるという運用を行っている。このため、DVDやビデオカセットによる授業であれば卒業に必要な124単位すべてをこれで修得することが可能であるのに、カセットテープの場合、30単位は面接授業ないしDVDやビデオカセットによる授業を受けなければならないということになっている。しかし、両者の差異は教員の姿がテレビ画面に映っているかどうかの違いではなく、学習内容や効果の点で全く異なることはない。そこで、カセットテープを用いる授業もメディア授業として扱うよう文部科学省の運用を改めることを提案する。	添付資料： 株式会社大学に対する規制の緩和にかかる要望書
z0800015	総務省、 財務省、 文部科学省	株式会社大学に対する税制上の優遇措置の適用	5064	50640007	11	株式会社東京リーガルマインド	7	株式会社大学に対する税制上の優遇措置の適用	学校法人に対して認められている税制上の優遇措置を株式会社大学にも適用すること	消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応えた教育サービスの提供を実現する。	規制の特例措置により株式会社による大学設置という主体要件が緩和されたが、学校法人と学校設置会社間の競争条件の同一化が図られていないため、教育内容そのものによる消費者の自由な選択、多様な教育主体間の競争が実現されていない。もっとも、現行の私学助成制度は、財政的なメリットが少ないにも関わらず、行政の強い関与を受け、大学の個性や自主性を脅かすものであるから、学校設置会社にこれを適用することには反対する。その代わり、学校設置会社も同じ公益的・公共的な教育事業を行うものであるから、学校法人と同様の税制上の優遇措置を認めることを提案する。	添付資料： 株式会社大学に対する規制の緩和にかかる要望書

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0800016	文部科学省、 厚生労働省、 防衛庁	官製給食市場における権限委譲・地域 統合とそのモデル事業推進	文部科学省「学校給食衛生管理の基準」（平成9年4月1日制定、平成15年3月31日一部改訂）の -1-工、-4-工	「学校給食衛生管理の基準」において、調理の原則の中で、当日調理することなどを示しているが、本基準は、行政指導上の基準であり、本基準を遵守しない場合において、直ちに法令違反となるものではない。本基準は、厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルとの整合性を図り作成したものであり、学校給食における衛生管理の徹底のためのガイドラインとして示したものである。なお、学校給食をどのように実施するかについては、学校給食の実施者である学校の設置者が、食に関する指導の生きた教材としての学校給食の食事内容の充実や衛生管理の確保等に配慮しつつ、地域の実情等に応じて、適切に判断することである。	d		学校給食衛生管理の基準は、行政指導上の基準であり学校給食における衛生管理の徹底のためのガイドラインとして示したものです。学校給食の実施方法については、学校給食の実施者である学校の設置者（本件の場合は呉市）が食に関する指導の生きた教材としての学校給食の食事内容の充実や衛生管理の確保等に配慮しつつ、地域の実情等に応じて適切に判断するものと考えます。食品衛生法等の趣旨を踏まえ食品の品質・温度管理等が徹底されるのであれば、現行の制度内で対応可能です。ご提案のように地域のニーズや実情に応じた方法を取り入れることは重要であり、今後具体的な実施方法についてご検討いただければと思います。		・回答では、学校の設置者が地域の実情に応じて適切に判断するもので、現行制度で対応可能とされているが、 要望内容は管制的給食市場（当該地域の学校・保育所・自衛隊）を包括的に地方自治体に委譲し、その後、PFI方式等で民間事業者と契約し実施するもので、このような包括的な方式による外注についての具体的な対応策、実施時期等を改めて検討され、示されたい。	d		学校給食衛生管理の基準は、行政指導上の基準で、ガイドラインとして示したものであることから、学校の設置者（本件の場合は呉市）が地域の実情に応じて独自に学校給食に関する衛生管理の基準を定めることも可能です。 また、学校給食業務の運営方法についても、教育活動としての学校給食の根幹である献立作成や衛生管理業務を各学校の設置者において直接実施するのであれば、PFI方式等を活用して提案のような新調理法式を行う場合であっても現行制度で対応は可能です。
z0800017	文部科学省	大学院大学に関する基準の弾力化	大学設置基準第6条、第8条、第9条、第12条～第16条、第18条、第24条、第30条、第34条～第40条 専門職大学院設置基準第5条第2項及び第9条 大学通信教育基準第3条	左欄に掲げた大学設置基準等においては、次のような趣旨の規定が置かれています。 ・学部以外の基本組織に関しては、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究に必要な教員組織等を備え、教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有することが求められる。 ・専任教員は、学部・専攻の種類や学生数に応じ教育研究に必要な一定数が定められているとともに当該大学以外における教育研究活動その他の活動の状況を考慮し、当該大学において教育研究を担当するに支障がないと認められるものでなければならぬ。 ・教授、助教授及び講師については、それぞれ資格要件が定められている。 ・収容定員は、教員組織、施設設備等の諸条件を考慮して、研究科ごとに定める。また、大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学者数を収容定員に基づき適正に管理する。 ・ひとつの授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設等の条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられるような適当な人数とする。 ・教育上有益と認められるときは、他大学における科目の履修、大学以外の教育施設における学習と合わせて60単位を超えない範囲で、大学入学前に大学において修得した単位を認定することができる。 ・校地、校舎等施設について、教育に支障のないよう必要な限度で整備することが求められている。 ・通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野のうち、当該効果が得られる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができる。	c		大学設置基準は、我が国の大学の国際的通用性の維持・向上等の観点から、我が国の大学として教育施設を設置する際に必要な最低基準として定めているものであり、これを満たさないものを大学として認可することは不可能ですが、一方で、大学としての認可を受けずとも高度な教育活動を行うことは可能です。また、大学設置基準については、時代の変化に対応するため、随時見直しを図ってきたところであり、構造改革特区における特例を設ける等の対応も行っているところであります。 今回の御提案については、必ずしも趣旨を明確に把握できない点があり、個々の事項ごとに具体的に回答するのは難しいところですが、文部科学省においては、大学院大学も含め大学の設置に関する相談を随時受け付けているところであり、本件についても適宜御相談いただきたいと思いますと考えております。		要望に対して、具体的に回答が難しいとのことですが、要望の対象となっている基準について、文部科学省としての考え方など、回答できる範囲でご回答をお願いします。	c d	いくつか例にとって回答いたしますと、次のとおりであります。 ：分類 = D(現行制度下で対応可能) / 一部事項は分類 = C(全国規模で対応不可) 大学の教員組織については、大学設置基準第7条第1項の規定に基づいて学科自治や講座制以外の教員組織を編成することも可能となっています。 一方、学生が充実した学習を行うことができるようにするとともに、我が国の大学の国際的通用性を有するためには当該大学の教育研究の中心となる専任教員が一定数必要であり、その基準を明確にすることが必要です。このため、専任教員について、その要件や最低必要人数等を定める規定の撤回は認められません。 ：分類 = D(現行制度下で対応可能) / 一部事項は分類 = C(全国規模で対応不可) 校地に空地を有すること、運動場を有すること及び校地面積の基準については、構造改革特区における特例が設けられています。また、大学通信教育基準が適用される場合には、空地、運動場を必ず置く必要はなく、校地についても教育に支障がなければ基準を下回ることができるものとされています。また、大学設置基準第39条の規定は、ご提案内容にあるような翻訳家の養成を中心とした学部等には適用されないものと考えます。 また、大学設置基準第36条の規定は、大学の教育研究を行う上で最低限、必要な施設等について定めたものであり、本規定の撤回は認められません。大学設置基準第38条の規定については、大学が教育研究に必要な資料を有しないことは大学という機関の性格上想定しませんが、本規定の撤回は認められません。大学設置基準第40条の規定については、大学が、教育研究の遂行に必要な機軸等を備えることは当然のことですので、本規定の撤回は認められません。 なお、それ以外のご提案について、「全国規模での規制緩和」によって対応することは、広く大学制度の趣旨に照らして考えると困難であると考えますが、貴社において具体的に進められている大学の設置構想については、当省としてもご相談いただきたいと思います。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800016	文部科学省、 厚生労働省、 防衛庁	官製給食市場における権限委譲・ 地域統合とそのモデル事業推進	5072	50720001	11	特定非営利活動法人シンク バンク研究所・広島国際大 学PFI研究会 <呉市提案・交渉継続中>	1	官製給食市場における権限委譲・地域 統合とそのモデル事業推進	官製市場の給食市場は、各省庁独自の 制度管理で行われ、非効率であり「食の 安全」にも不安が残る。1)文部科学省 の学校給食の衛生基準権限を地方自 治体に移譲する。2)厚生労働省の私立 保育所の衛生基準権限を地方自治体に 移譲する。3)防衛施設局内の食事を地 方自治体に外部委託する。上記1)～3) の地方自治体(本提案のモデル地域は 呉市)への権限委譲とその地域統合を 行い、新編野法を利用したPPP・PF手 法による民間開放で地域再生を行う。	これまで、前項1)2)3)の分野の官制 給食サービス市場は、行政的には縦割 りの制度管理であり、個別の市場形成 のため経済効果が少なく、非効率的で あった。この官制給食サービス市場の開 放と統合と自治体への権限委譲によっ て、食品衛生管理の精度の向上、新市 場の形成、雇用促進、民間投資機会の 創出が望める。さらに、IT教育や在宅高 齢者配食システムなど新産業の構築で 地域経済の活性化を行う。また、モデル 地域の呉市の場合、地域集積も高く、水 平展開のモデルプロジェクトとして適し た地域である。	第1回地域再生提 案(36)として提案。1)、2)につい ては可能性があるとの回答。一方、3)は、 内部資料では隊員給食の民間開放は 実現度が高いとあるが <【防衛庁から の回答】 御指摘のとおり、当庁におい て作成した「自衛隊施設へのPF 導入可 能性等調査業務」には検討項目の一つ として食堂の記載があります。現在、同 文書などを踏まえつつ、具体的にどの 分野にPFを導入するかについて継続 的に検討している。一方で、自衛隊 の給食サービスについては、自衛隊は 自己完結組織であり自ら食事を整えるこ とが要求されているため、現時点で直ち にPFを導入することは困難であると思 える。>よって呉地域において、モデル 事業として民間開放し、取り組みたい 為。	「PPP(公共サービスの民間開放)に よる地域活性化推進モデル構築調査」 報告書(PDF)・概観版(PDF) 中 国地域イノベーション促進方策検討調 査報告書[PDFファイル] http://www.chugoku.meti.go.jp/research/serchhtml 自衛隊施設へのP F導入可能性等調査業務： http://www.jda.go.jp/jj/info/pfi/gaiyou.htm http://www.jda.go.jp/jj/info/pfi/03.pdf http://www8.cao.go.jp/pfi/shiryo_b_24_3.pdf
z0800017	文部科学省	大学院大学に関する基準の弾力化	5079	50790001	21	株式会社バベル	1	株式会社によるインターネット専門職大 学院の設置及び運営	大学設置基準第2章教育上の基本組織 第6条の撤廃を、この大学院大学に限り認め ていただきたい。 大学設置基準第3章教員組織 第8条、第 9条、第12条、第13条の撤廃を、この大学院 大学に限り認めていただきたい。 大学設置基準第4章教員の資格 第14 条、第15条、第16条の撤廃を、この大学院大 学に限り認めていただきたい。 大学設置基準第5章収容定員 第18条の 撤廃を、この大学院大学に限り認めていた きたい。 大学設置基準第6章教育課程 第24条の 撤廃を、この大学院大学に限り認めていた きたい。 大学設置基準第7章卒業の要件等 第30 条の緩和を、この大学院大学に限り認めて いただきたい。 大学設置基準第8章校地、校舎等の設置 及設備 第34条、第35条、第36条、第37 条、第38条、第39条、第40条の撤廃を、この 大学院大学に限り認めていただきたい。 専門職大学院設置基準第2章教員組織第 5条2項の撤廃を、この大学院大学に限り認 めていただきたい。 専門職大学院設置基準第9条及び大学通 信教育基準第3条の規定にも拘らず、この大 学院大学の授業はインターネット経由の授業 のみでよいことを認めてほしいこと。	名称：バベル翻訳大学院大学 目的：高度専門職業人である翻訳技術者の 養成訓練のための大学院教育 教育内容：産業界が求める翻訳は、産業のコ ミュニケーションシステムと深く結びついてお り、IT技術の進展により、翻訳技術は大きな 変化を遂げた。その対象は、グローバルマー ケットにおけるビジネスコミュニケーション上 の翻訳および出版物、マニュアル、ソフトウ ェア等著作物の翻訳、文献調査、法制度、海外 取引に関わる実務文書など多岐にわたる。 それらの翻訳に不可欠な翻訳技術(翻訳技 法・表現技法など)、PC操作技術・プロジェ クトマネジメント、辞書、データベースなどの構 築、活用技術、インターネットの各種検索技 術、翻訳ソフトおよび支援ソフト、編集、DTP等 の統合操作技術などを習得する。 教授陣：上記教育内容を指導するに適した高 度に熟練した実務者 授業方法：インターネットその他の高度情報 通信ネットワークのみを利用して当該大学の 教室等以外の場所で授業を行う。「平成16 年4月23日中央教育審議会大学分科会答申 の構造改革特別区域における大学設置基準 等の特例措置について」にある「参考：メデ ィアを利用した授業について」の中の「大学院 の場合」に準拠する。	これからの産業界が要望する翻訳技 術(翻訳能力、表現技術、インターネット をはじめとする高度情報通信技術、翻訳 生産性向上技術)を統合的に研究した 学問は、これまで存在しなかった。つま りこれらの技術を指導する教授、助教 授、講師などは、翻訳業務に従事し、産 業界が要望する翻訳技術を実践した立 場にいるものが教員としての資格を持 つものである。 この大学院の授業はすべてインター ネット経由で実施するので、学生を収容 する校地その他の物理的施設は必要が ない。 翻訳という専門技能を習得するには 面接授業・講義型の学習ではなくイン ターネット環境で行う実地作業を通して 行われるので、講義型面接授業は一切 行わずインターネットを通じた技能の指 導が効果的であり実際的である。	資料として日経記事と社団法人日本翻 訳協会発行の会報を添付する。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0800018	全省庁（人事院と 金融庁を除く）	補助金適正化法の運用の一元化	補助金適正化法 第22条 補助金適正化法 施行令第14条 補助事業者等が 補助事業等により 取得し、又は効用 の増加した財産の うち処分を制限す る財産及び補助事 業等により取得 し、又は効用の増 加した財産の処分 制限期間を定める 件（平成14年文 部科学省告示第5 3号）	文部科学省所管の補助金等により 取得した財産の処分制限期間は、 平成14年文部科学省告示第53号 「補助事業者等が補助事業等によ り取得し、又は効用の増加した財 産のうち処分を制限する財産及び 補助事業者等により取得し、又は効 用の増加した財産の処分制限期間 を定める件」により定められてい る。	c		補助金適正化法に基づく処分制限 期間を財務省において統一するこ とについては、文部科学省はご回 答申し上げる立場にありません。な お、文部科学省における処分制限 期間は、昭和46年大蔵省通達蔵 計第1618号に基づき、減価償却 資産の耐用年数等に関する省令 （昭和40年大蔵省令第15号）に定 める期間をもって処分制限期間とし ているところです。		各府省庁において、処分制限期間 が統一されていないことが問題で あり、各府省庁が統一して同じ基準 となるように調整されたい。	c		補助事業者等により取得等した財 産の処分制限期間については、既 に補助金適正化法の円滑な運営を 図るため必要な関係行政機関相互 の連絡協議を行うこと等を目的と して設置された補助金等適正化連絡 会議において「減価償却資産の耐 用年数等に関する省令（昭和40年 大蔵省令第15号）で定めている耐 用年数を基礎とすることを原則と し、これに補助金等の交付の目的 を勘案して定める期間とする」旨定 められているところであり、特別の 事情のある補助金等を除き、実質 的には各府省庁の処分制限期間 は、減価償却資産の耐用年数等に 関する省令で定めている耐用年数 をもって統一の処分制限期間として 定められているものと考えられま す。ちなみに、文部科学省所管にお ける処分制限期間は、全て減価償 却資産の耐用年数等に関する省令 で定めている耐用年数をもって処 分制限期間として定めているところ です。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800018	全省庁（人事院 と金融庁を除 く）	補助金適正化法の運用の一元化	5094	50940005	11	和歌山県	5	補助金適正化法の運用の一元化	補助金適正化法に基づく処分制限期間 については、各府省庁が別途政令で制 定するのではなく、財務省令にて、処分 制限期間の統一（一本化）を図り、既存 の政令は各府省庁において廃止された い。		・補助金適正化法第22条に基づく財産 処分制限期間は、各府省庁の政令によ り別途定めるとされており、現状では、 各府省庁の政令を定める時期によりば らつきが見られ、さらに改正後の但し書 きには、財務省令に連動した処分制限 期間ではなく、改正後に取得した財産に のみ適用が受けるように政令で告示さ れている。国の補助金を活用し、整備し たもの（例 鉄筋コンクリート）や購入し たもの（パソコン・サーバ）が同じである にもかかわらず、補助金の種類によって 異なる処分制限期間となっている。	